

陳情第30号	受理年月日	平成29年4月17日
付託委員会	議会運営委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	北九州市議会会議規則の一部改正について	
要旨	<p>北九州市議会では、陳情を意見として取り扱うケースがあるようだが、このルールは明確に定めておらず、議長に一任しているものと考え。実務上は議会運営委員のりん議を経て行っているようだ。ただ、陳情の内容は全ての議員が知ることができる仕組みではないようである。</p> <p>例え、たわいない、あるいは意味不明な内容の陳情であっても、これをおろそかにせず、真摯に取り扱うようなルールづくりを行うべきと考える。</p> <p>また、議員が陳情を請願として取り扱う可能性があるため、その規定を設けるべきである。</p> <p>については、北九州市議会会議規則第134条を下記のとおり改正していただきたい。</p>	
	記	
	<p>第134条 陳情書又はこれに類するものに関しては、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、議長の判断により、請願書の例により処理するものとする。</p> <p>(2) (1) に値しないもの(意見など)に関しては、少なくとも書面(写真を含む)にて市議会事務局で1年間保管し、かつ、市議会各議員に閲覧するという方法にて処理するものとする。</p> <p>(3) 前2項について、議員が、議長に請願として処理したい旨申し出た場合、これを請願として取り扱うものとする。</p>	